

## ゴート戰役とイタリア經濟社會の變質

増田 四郎

ギリシヤ・ローマの古典古代よりヨーロッパ中世社會へのうつりゆきは、仔細にこれを吟味する場合、常に必ずしも直線的に行われたものではない。そこには激しい思想の相剋があり、戰亂の昏迷がある。執拗な傳統の墨守があり、沈滞と旋風の葛藤がある。綜じて長期に亘る戰爭が、その社會に拭うべからざる深刻な影響を烙印づけたためしは、古來決して稀ではないが、ここに取あげようとするゴート戰役の如きもたしかにその好例である。ただしこの戰爭が、あたかも「古代より中世へ」というあの世界史的交替のさなかに該當していたがために、それが示す規模の大いさに比して、それが與えた影響の意義の大いさの方が遙かに偉大であつたと私考するが故に、從來ややもすれば看過され勝ちであつたこの戰役の一面を、特に再検討する必要を覺えるものである。蓋しイタリア經濟社會は、まさしくこの戰役を最大の契機として、その方向をいわゆる「中世」に切りかえざるを得なかつたからである。

ここに「ゴート戰役」(五三五―五五三年)とは、東ローマ皇帝ユスティニアヌ(五二七―五六五年)の帝權回復の理念を背景に、名將ベリサルルによつて行われたイタリア本土、東ゴート王國擊滅の遠征であり、東ゴート最後の王ティ

アの死(五五三年)につづくフランク族、殊にアラマン族及びゴート族殘黨の掃蕩戰を入れると、前後實に二十年にあまるイタリア各地の争亂であつたことはいうまでもない。ゲルマン・ローマン兩文化の美しき融合として、一時全歐にその名を謳われたテオデリッヒ大王の黄金時代は、既に昔日の夢と化し、アマラスヴィンタ暗殺によるテオダハツド王の不正な王位篡奪(五三四年)とともに、この戦争を通じて「部族國家」の勢力は急速に瓦解して行つた。政治・法制・經濟・文化等あらゆる生活面にあらわれる不自然な二重性格の破綻、いままた「イムペリウム・ローマヌム」の回復」という復古思想に蔽われたイタリア社會は、如何なる進路をえらぶのであろうか。戦争の経過とその間にうごめく社會經濟の編成替えは、最も雄辯にこの事情を物語る筈である。吾々の目標も、こうした混亂の中から、來るべき新しき秩序への力強い萌芽を読みとる點に置かるべきは勿論である。

かかるテーマを抱く吾々にとつて、最善且つ直接の史料は、何といつても將軍ベリサルスの顧問(consiliarius)として親しくこの戰役に從軍したプロコピウスの『ゴート戰記』である。<sup>(一)</sup>戰局中心の敘述の詳細は、稀れにみる完璧さを示し、ヴェスヴィウス山麓に於けるティア王の英雄的最期までを含んでいるが、社會經濟的動向、殊にゴート側で行われた戰時の非常對策等については、殆んどみるべき記述を載せていないのがこの書の缺點である。ユスティニアン時代史をものしたアガティアスの『歴史』は、年代的についてプロコピウスを追捕したものであり、五五四年、將軍ナルセスによるイタリア本土平定までを完結している。<sup>(二)</sup>なおこのほかに、當時艱苦をともした聖職者達の傳記・書簡のたぐいで、斷片的ながら参照すべきものが残っているが、經濟社會の全般については、さほどの参考とはなり難い。それ故、吾々としては、それが果して實施されたか否かは一應別問題として、ユスティニアン帝の「勅

法」(Codex Iustinianus) 及び「新勅法」(Novellae) の規定に頼らざるを得ないこととなる。<sup>(四)</sup> 即ちそれらの中から回復後のイタリヤ統治に關係ある條項をとり出し、皇帝による社會秩序再興の政策的意圖より、逆にゴート戰役當時の社會變質を推定するという方法が選ばなければならないであろう。

以上の根本史料、とりわけプロコピウスの『ゴート戰記』全四巻を中心に、諸多の参考文献を顧みつつ、<sup>(五)</sup> まずさしあたりこの戰役の經過概要をあとづけ、そこに含まれる問題の幾つかを抉出してみることが吾々の課題となる。

#### 附註

(一) テオデリッヒ大王のイタリヤ統治とそこに含まれる二重性格については、拙稿『ゲルマン部族國家の二性格』(『世界文化研究會編『共同研究・古代國家』東京・昭和二三年刊所收)を参照せよ。

(二) Procopii Caesariensis opera omnia, Vol. I. Lip. 1905 (Teubner, Bibl. script. graec. et rom.), De bello Gothico. 以下は Die Geschichtsschreiber der deutschen Vorzeit 叢書中の Prokop: Gotthenkrieg. übers. v. D. Coste. 3. Aufl. Leipzig 1922. に據る。

(三) Historici Graeci minores. II, S. 132—392. ed. L. Dindorf. 所收。以下は前掲ロムナの獨譯に收められた“Auszüge aus Agathias Historien.” (S. 327—371) に據る。

(四) Corpus Iuris Civilis, Vol. II, Codex Iustinianus. rec. P. Krueger, Berlin 1884; Vol. III, Novellae. rec. R. Schoell, Berlin 1928. 以下 Novellae, p. 799—802. 所收のものを “Constitutio Pragmatica” (Pragmatische Sanction) 全二十七條の規定は最も貴重な根本史料である。

(五) 主要文献として L. M. Hartmann: Geschichte Italiens im Mittelalter. Bd. I, Gotha 1897; F. Gregorovius: Geschichte der Stadt Rom im Mittelalter. Bd. I, Stuttgart 1869; F. Dahn: Die Könige der Germanen. Bd.

II. 2. Aufl. Leipzig 1911; H. v. Schnbert: Geschichte der christlichen Kirche im Frühmittelalter. Tübingen 1921; Ch. Diehl: Justinien et la Civilisation Byzantine au VIe siècle. Paris 1901; The Cambridge Medieval History. Vol. II, Cambridge 1913. 等を参考した。その他の文献については別に掲げることとする。

## 二

東ゴート王家アマラーの正系回復を口實に、失われた「帝國」の再興を念ずるユスティニアンの政治理念と、アリウス派的蠻族の支配より正しきカトリックの信者を解放しようとする女皇テオドラの宗教理念との結合を背景に、前後二十年に亘つて闘われたこの戦役の推移を詳述することは、本稿直接の目的ではない。ここではただその経過の概要を通じて、吾々の立論に關聯ある問題のいくつかをひろいあげれば充分である。

前述したテオダハッド王の非行をきっかけに、東ゴート王國の討伐を決意したユスティニアンは、當時アフリカのヴァンダル王國遠征を了えてカルタゴに在った名將ベリサルに命じ、主力をイタリアに進軍せしむべきを通過した。七千のビザンツ正規兵を中心に、約五百のマウル族及びフン族を合せた遠征軍は、五三五年カルタゴを出帆、直ちにシシリア島に上陸、殆んどみるべき戦闘もなしに、要衝シラクサ及びパレルモを陥し、漸次南からイタリア本土に侵入した(Procopius: b. Got. I, 5)。戦争恐怖症にとりつかれたテオダハッド王は、皇帝へのイタリア返上を約して降服の態度を示したが、その後徴々たる局部的戦勝に増長した王はこの約を守らず、ベリサル軍は援軍を得て海岸沿いに更に北上、翌五三六年にはカムパニアに入り、南伊最大の港灣都市ナポリを包圍、激戦と市民の虐殺の後、

ついにこれを占領した(Proc. I, 8-10)。王への疑念と、その無能への反感を抱く東ゴート族は、ローマ近傍レゲタに集合、テオデリッヒ大王時代よりの勇將ヴィティギス(五三六―五三九年)を、全くその武功の故に王に選<sup>(セ)</sup>び、同年十二月には前王テオダハッドは暗殺せられた(Proc. I, 11)。

歴戦の將ヴィティギスの即位と共に、戦局は一變した。東ゴート族の運命をかけての戦いは、ここにはじめて緊張した相貌を呈し、増強されたビザンツの先鋒はローマ攻略に向けられた。ヴィティギスはローマ元老院階級の大部分を人質として捕え、首都ラヴェンナに幽閉、民族の團結と志氣を昂めるためには、まず外、フランク王國と和を講じ、内、テオデリッヒ大王の孫に當るマタスヴィンタと結婚してアマラー家とのつながりを作り、おもむろに戦機の熟するのを待った。五三六年十二月十日、西ローマ帝國の滅亡以來まさに六十年にして、永遠の都ローマは再びビザンツ軍の手中におさめられたとはいえ、この事件は決してゴート側への徹底的打撃とはなり得なかつた(Proc. I, 11, 14)。何となれば、戦局はまさしくこれを契機として全イタリアにひろがり、爾來十八年、相伯仲した兩軍の攻防は、一進一退、無辜の民衆の窮乏は刻々にその度を強めて行つたからである。この間、プロコピウスが語る興味つきぬ個個の経緯は姑く措き、戦役の様相を窺知する若干の問題を總括してみよう。

まずその第一、戦闘が大部分防備都市攻防戦の形をとるため、水源地及び水道の破壊、糧食輸送路の遮斷・封鎖となり、市民の困窮甚しく、物價殊に穀物の驚くべき騰貴、食用雜草の爭奪等、たちまちにして秩序の混亂を招き、そのため一般ローマ人は都市から脱出する傾向を増大した(Proc. I, 18-20, 25, II, 3, 19, 20, 23, 27, III, 7, 8, 13, 20. 参照)。第二、ヴィティギスが全國から集めた東ゴートの兵力は、騎兵・歩兵を合せて十五萬の多數にのぼつたが、それに

對しビザンツ側は盛んにフン及びマウル族を第一線に利用し、弓術と馬術によつてゴート兵に拮抗、ローマ本來の歩兵戰は、そのため専ら騎兵戰に變質して行つた (Proc. I, 16-18, 27, 28, 等)。

第三、戰線の膠着は屢々持久戰乃至一時的休戰の形をとるが、その際は概ねビザンツ側に有利であり、本國よりの新しい救援部隊が、糧食・貨幣・馬匹と共に海陸兩面より輸送せられ、絶え間なくこれを補充出來たのに反し、ゴート側はわずかに殘兵の編成替えをなす程度に過ぎず、時に一部ローマ農民軍の支援をうけ得たといえ、そこには明らかに抗戰力の限界が存在した (Proc. I, 27, II, 2, 5, 7, 13, 24, III, 10, 18, 30, 39, IV, 26)。

第四、五三七年、ローマに對するゴート軍包圍戰の強化と共に、市民は食料不安にさらされ、カムパニア、シシリヤ等への集團的逃避の續出、ラヴェンナ幽閉セナート達の殺害等となつたが、翌五三八年に入つてローマ市内の疫病と飢饉は愈々つのり、加うるに五三九年、全イタリアをおそつた未曾有の凶作は、兩軍の戰鬪を殆んど不可能に陥れた。即ち住民は櫛の實や雜草を喰ひ、ビケヌム地方のみにても餓死者は五萬を越え、農民も市民も人肉を食するほどの慘狀を呈したという (Proc. I, 25, 26, II, 3, 20)。ローマ、ナポリ、ミラノ等大都市をはじめ、アドリア海沿岸及びポー河流域の荒廢はこのほか甚しく、かの三十年戰役當時の西歐にも比すべき人口の激減は、イタリア社會の經濟力を根柢からくつがえすに至つたと考えられる。

第五、ヴィティギスは北方ランゴバルド族の救いをもとめ、同盟を懇懇したが失敗、ランゴバルド王は却つてユスティニアンと通じて、後にイタリアに侵入する端緒をつくり、東ゴートはやむなく皇帝の宿敵たるベルシヤ王に使者を送り、東西呼應してビザンツ狹撃の陰謀を企てたが、これまた失敗した。しかしゲルマン部族國家による政治的交

渉の範圍が、吾々の豫想する規模を遙かに越えて、東方遠くベルシヤにまで及んだという事實は、特別に重視されなければならぬ (Proc. II, 22.)。

第六、戦争に深入りすることをさけていた北方の雄フランク族は、五三九年頃以降、漸く戦局の混亂に乗じて北伊に侵入、少數の騎兵を含む十萬の大軍をリグリア地方に進め、ポー河流域の全般に、長期に亘つて隠然たる勢力を張り、北伊諸地方の荒廢化に看過すべからざる役割を演じた (Proc. II, 25—28, III, 33, IV, 34; Agathias: Hist. II, 1—6.)

第七、ヴィティギスの晩年には、東ゴートはミラノ市の陷落 (五三九年) によつて北伊をさえも追われ、殆んどラヴェンナに封鎖せられることとなり、海陸兩面よりするビザンツ軍の攻撃に耐えかねて、ついにこの年、皇帝との間に和平交渉あり、首都ラヴェンナは開城のやむなきに至つたのであるが、現地ヘリサールの徹底的撃滅欲はこの交渉を挫折せしめ、ゴート殘黨の死闘という更に困亂した戦局に入り、ビザンツ軍は思いがけぬ危機に直面することとなる (Proc. II, 28, 29.)。

第八、ヴィティギスの退位と共に、ヴェロナ駐屯ゴート軍は、將軍イルディバッドを選んで王となしたが (五三九年)、舊貴族との不和によつて間もなく暗殺せられ (五四〇年)、しばらく空位の後、ルギエル族自身のエラリッピなる者、選ばれて王位にのぼり、ユスティニアンとの和平交渉にのりだしたが、僅か五ヶ月にして東ゴート族民に殺害され、結局先王イルディバッドの甥に當る勇將トティラ、衆望を一身にあつめて五四一年東ゴートの王位に即いた。<sup>(九)</sup> 僅僅五千の兵力を基礎に、王國の再建をめざすトティラの和戦兩様の政策は、この年以降矢つぎばやに實施せられ、沈滞した戦局はたちまちにして一變した (Proc. II, 30, III, 1—4 等参照)。ユスティニアン帝は、ラヴェンナ陷落を以つ

てゴート戦役の終結を信じていた。然るにいまやトイラの登場と共に、窮地に追いやられた東ゴートの残黨は、いまだ最後の抗戦を試みることとなり、いわゆる「ゴート戦役」はここに明らかにその後半期に入る。

ベリサルがベルシャとの抗戦のため一時ビザンツに召喚せられた際に、トイラの戦線統一は奏效、ビザンツ諸將の意見不統一を機に、東ゴートの勢力は急速に挽回された。ルカニア、ブルッティウム、アブリア、カラブリア等南伊の諸地方は、またたくうちにゴート族の支配下に入り、トイラはこの地方住民に對し、文字通り「Dominus Italiae」の名を以つて臨み、兵を轉じてナポリの奪回を企てた(Proc. III, 6)。ラヴェンナ、ローマ、スポレト、フィレンツェ、ベルシア等を占據していたビザンツ守備軍は、形勢の逆轉に愈々その志氣を沮喪し、軍規は亂れて、一般市民の不安はいやが上にもつのつて行つた。皇帝はマクシミンを總司令として屬州各地の雜兵を送つたけれども、連戦連敗、五四三年の冬にはついにナポリも陷落した。トイラの軍規は峻嚴をきわめ、一般民衆への寛大さはその聲望と協力をあつめ、五四四年、ベリサルが再びイタリア戦線にあらわれた時には、イタリアよりのビザンツ側の稅收は皆無の有様であつたといわれる(Proc. III, 7-12)。吾々はここにトイラによる對ローマ農民政策成功の一端をよみとり得るのであるが、それは後述の考證にまかせ、五四六年、トイラとベリサルの兩軍主力が、ローマ攻防戰を中心に激戰を展開するや、ここにローマ市民にとつて最も悲慘な「運命の日」がおとずれることとなる。

司祭ベラギウスによる和平の工策も徒勞に歸し、ゴート軍のローマ市包圍陣は一層強化された。市民は野草、糞尿をさえ食し、餓死者は續出、幼兒をかかえてティベル河中に身を投ずる者も稀れではなかつた。「死か、さもなくば逃亡か」、ローマの荒廢はその極に達し、人口激減して五四六年の暮、東ゴート軍が入城した際には、教會に避難した



者を合して市民僅かに五百名に過ぎなかつたといわれる。數々の恩讐を越えて、この苛酷な現實をそれとして眺める残存市民の姿、全財産を同胞の窮民にわかし、身に奴隸の粗服をまとい、わずかに露命をつなぐ一部セナート等貴族の姿、それはまさしく榮光の都ローマの末路そのまゝの縮圖であり、かの有名な哲人ポエティウスの妻にして元老院議長シムマクスの娘、ルスティアアーナをめぐるあわれにも美しいエピソードは、プロコピウス全卷を通じての最も劇的な印象である (Proc. III, 17-21<sup>1)</sup>。

都府ローマは無人の荒野と化して陥落し、中伊は勿論、ヒドルス港を除くアドリア海沿岸諸地方も概ねゴート族の支配下に置かれ、トティラの權勢はシシリア全島に及んだ。ユスティニアンはみずからの甥ゲルマヌスを援軍の總司令として派遣したが、遠征途次ゲルマヌスは突如病死し (Proc. II, 37-40)。宦臣ナルセスがその後任に補せられた。その間トティラは銳意海軍力の創設をはかり、三百隻の艦隊を以つてギリシャ西方沿岸に轉戦・攻略、またサルディニア、コルシカの兩島をさへ服屬せしめるほどの威容を示したけれども、海戦は結局技術・伎倆のすぐれたビザンツ側の快勝に終つた (Proc. IV, 22-24)。かくて局部的な戦闘は兎も角、最後の決戦は五五二年、ナルセスの援軍が大舉してイタリヤに到着、戦備の完了するまで持越されざるを得なかつた。勝利の女神は漸くビザンツ側に微笑んだ。アベニン山中に於ける兩軍主力の激戦は、死闘數合、ゴート軍に利あらず、ついにトティラの運命を決定した (Proc. IV 29-32<sup>1)</sup>)。ゴート軍はなだれをうつて敗走四散、王トティラは戦死 (五五二年)、パヴィアに集結した殘黨に選ばれて、東ゴート最後の王ティヤは即位し、かねて捕えられていたローマ貴族の子弟三百餘名が虐殺の悲運に遭つた (Proc. III, 32-34)。

これよりヴェスヴィウス火山麓に於けるティア王の死に至る追撃戦は、結局カムパニアその他各地に潜入した殘黨の處置に過ぎなかつたのであるが、北伊より南下をねらうフランク族、とりわけアラマン族の大規模な侵寇掠奪は、瀕死のイタリアに決定的打撃を與え、五五三年という年を、全伊に亘つての最後の不安に追いやつた（Agathias: Hist. I, 20—22, II, 1—6）。しかし將軍ナルセスの用兵效を奏し、五五四年に於ける兩蠻族の撃退、東ゴート殘兵の降伏を以つて、イタリアの平和は曲りなりにも一應ビザンツの勝利下に回復された。かくてこれより以降五六九年、かのランゴバルド族の侵入までほぼ十五年間、東ローマ帝國の一屬州としてのイタリアの統治が行われることとなり、東ゴート族の活動は、極一部の殘黨をのこして、永遠に歴史の面から消えて行つた。

以上が主としてプロコピウス及びアガティアスを介して得た「ゴート戦役」のあらましである。西ローマの滅亡後、テオデリッヒ大王の黄金時代を経たとはいえ、やがてこうした動亂の二十年を體驗せざるを得なかつたイタリア經濟社會は、このあわただしい推移のうちに如何なる變質をとげ、またいずこにその活路をもとめるのであらうか。吾々の主題はもつぱらこの點にかかつている。

(六) Ch. Diehl: *Justinien et la civilisation Byzantine au VI<sup>e</sup> siècle*, p. 181 f.; W. Capelle: *Die Germanen der Völkerwanderung*, Stuttgart 1940, S. 419 ff. 参照。

(七) レゲタに於ける民會とヴィティギスの即位については F. Dahn: *Die Könige der Germanen*, Bd. II, 2. Aufl. Leipzig 1911, S. 195 ff. の敘述に詳し。

(八) 後述の *Constitutio Pragmatica*, c. 2, 8. (*Corpus Iuris Civilis*, Vol. III, *Novellae*, S. 799 f.) の規定をの

ゴート戦役とイタリア經濟社會の變質

## 一橋論叢 第二十卷 第五・六號

推定せらる。この點に關しハルトマンは明らかに“Totila befreite die Kolnen von ihren römischen Gutsherren, die die Partei des Kaisers ergriffen hatten, und gewann an ihnen wertvolle Bundesgenossen.” (L. M. Hartmann: Kurzgefasste Geschichte Italiens. Gotha u. Stuttgart 1924. S. 55.) と主張してゐる。

(7) F. Dahn: Die Könige d. Germanen. Bd. II. S. 215 ff. 参照。

(10) W. Capelle: Die Germanen d. Völkerwanderung. S. 452. 参照。

(11) 聖職者達の諸史料を引用する F. Gregorovius: Geschichte der Stadt Rom im Mittelalter. Bd. I, 2. Aufl. Stuttgart 1869, S. 409—417. の敘述を参照せよ。

(12) このタギナエの決戦では、ゴート騎兵部隊の演じた役割は極めて大きかつた。ゲルマン民族と騎兵制の關聯は、封建制起源の論争中重要な一課題である。これについては H. v. Mangoldt-Gandlitz: Die Reiterei in den germanischen und fränkischen Heeren bis zum Ausgang der deutschen Karolinger. Berlin 1922. S. 15 ff. を看よ。

## 三

戰禍おさまつたビザンツ一屬州としてのイタリア、その版圖を舊東ゴート王國のそれと比較する場合、そこには領土の著しい縮小が目立つ。即ちコルシカ、サルディニアの兩島は、アフリカの管轄となつて脱落し、ダルマチアはわずかに軍事的にのみイタリアに關聯づけられ、シシリア島は獨自のプラエトルと「あたかも私領の如くに」これを統治する皇帝のドゥックスによりビザンツに直結せられ、軍事上の高權のみが、イタリアの Generalissimus たるナルセスに委ねられていたに過ぎない。<sup>(三)</sup>のみならずパンノニアはランゴバルド族に割讓せられ、アルプス地方一帯は事實

上ゲルマン諸族の占據するところとなつていた。概ね穀物その他原料品の産地であるこれら諸地方を失つて「狭められたるイタリア」、これが單獨、プロヴィンキアとして、經濟的自立を要請されるという點に、その復興を殆んど絶望的たらしめる根本原因が存すると同時に、集權的意欲と分權の必然との矛盾に悩むビザンツ帝國政治力の脆弱性が秘められていたと考えられる。

そのうえイタリアは、僅か半歳にして降服したヴァンダル王國の如きとは異り、二十年の長き動亂に疲弊その極に達していた。プロコピウスのあげる數字が過大であるにしても、ゴート戰役によるイタリア人口の減少が、百萬を遙かに越えたであろうことは、絶對に否定出来ない<sup>(一五)</sup>。帝政初期アウグストゥス帝盛時のイタリア本土の人口概數六百萬というペロッホの推算と、その後<sup>(一六)</sup>に於ける漸次的な人口減少の風潮を考慮する場合、その打撃の深さは想像にあまりありといわなければならない。即ちあの戰慄すべき未曾有の兇作とペストの流行による全伊の打撃、戰場の核心をなした中部イタリア、フランク族の絶えざる侵寇をうけた北伊、最後にアラマン族の掠奪を蒙つた肥沃な南イタリア等、その被災の範圍は斷じて局部的なものではなかつた。當時の年代記や、當時を回顧したパウルス・ディアコーヌスの有名な『ランゴバルド族史』中の記事は、人煙稀れなイタリアの慘狀を如實に裏書する絶好の證左である<sup>(一七)</sup>。市民は武器をとつて自警にあたり、農民もコロヌスも奴隸も、或いは強制的に、或いは自發的に、戰局のまにまにひとしくシリアに、また或いは北方遙かフランク王國のガリアへと、集團的に避難した例も尠くはなかつた。

當時のイタリアは、帝國の他の諸領と同様、ローマ末期以來の反國家的グルンドヘルシャフトの普及期にあたり、

社會階級の秩序も亂れて、マックス・ウェーバーのいわゆる「内陸文化」への動脈硬化の症狀を強め、あらゆる生活部面が、經濟的消極化の膠着に呻吟してゐた。<sup>(二八)</sup>この活力なき社會、しかもいままたいわば經濟的な手足をもぎとられたイタリア社會が、「各屬州の獨立化的傾向」というビザンツ自體に内在する一般的危機を背景に、如何に統治さるべきであらうか。ユスティニアン帝の政策にみる困難と、結局それが失敗に歸せざるを得なかつた深奥の理由とは、まさしくこの點からよみとられなければならない。

ユスティニアンによるイタリア統治の根本理念、即ちナルセスをして行わしめた軍政より民政への切換え方針は、ローマ教皇ヴィギリウスの要請にもとづき、五五四年八月、皇帝のいだしした著名な“Pragmatische Sanktion”と呼ばれる全二十七カ條の勅令に、最も端的に表明されてゐる。<sup>(二九)</sup>この勅令の内容を逐條吟味することは本稿直接の課題ではないが、そこに示されたいくつかの規定が、あたかもゴート戰役當時の社會變革を立證する有力な根據となるために、その一、二について若干の推測をほどこしてみたい。

まずその第一は、戰役に對するビザンツ側の法理である。それによれば光輝ある“res publica”の法は、皇帝の代行權附與によつて、テオデリッヒ大王とその直系後繼者に委ねられ、<sup>(三〇)</sup>ヴィティギスの場合には、ベリサルとの條約によつてこれが公認せられてゐるのであるが、それ以後の諸王は、*de facto* としての篡奪以外の何ものでもなく、そこにローマ法が行われ得ないのは、それが無効となつたわけではなく、戰時僭主時代の故に、一時中斷されてゐるに過ぎない。従つて平和の回復とともに、當然僭主時代以前の舊秩序が再興さるべきであるといふのである。<sup>(三一)</sup>

この考えが具體化すると、第二の問題たるトティラ王以後に行われたあらゆる法律行為は、必然的に無効であると

いうことになる。トティラはその部族の運命を賭けた非常時に當り、兵力及び經濟力（租稅徵收）の支援を目的に、皇帝に味方したローマ大地主の所領をば、小作人、コロヌス及び奴隸にわかし與え、いわゆる下級農民の解放を通じて、あの急場をしのぎ、一時ビザンツ軍の心膽を寒からしめた驚くべき支配權の挽回に成功した。その時の法律行爲が、この勅令によつて全面的に無効とせられ、解放せられた下級農民は、自由民の婦人と結婚せる者をも含めて、すべてトティラ以前と同一條件のもとに、舊主への隷屬下に立たねばならなくなつた。有力者がトティラから受けた恩貸地等についても、事情は全く同様であつた。<sup>(三三)</sup>グルンドヘルはここに於てその所領を安堵せられた。セナート等貴族の或る者は、身をコンスタンチノブル宮廷に仕えて、イタリアの舊領を管理せしめることも出來たが、かかる事例は至つて尠く、この條文が字義通り舊大地主の地位を回復し得たものでないことは、後述するセナート等の離散死滅の現實に照しても、至極明瞭である。社會情勢の激變は、かかるビザンツ的法理を實現せしめるほどなまやさしいものではなかつた。

その第三は、戦後の經濟危機を救うため、さきにかかげた原則に準じて、ユスティニアンは、フランク族侵寇以前及び侵寇中に取結ばれたあらゆる債權債務のモラトリウムを宣言した。<sup>(三三)</sup>即ち利子支拂は全面的に免除せられ、元金と雖も、平和回復後五ヶ年を経過した後に、債務者側の好む方法によつて、その半額またはその財産の半分を提供すればよいこととなつた。この非常處置は、表面全民衆の希望にもとづく如く示されているが、そのねらいはやはり主として地主階級の保護にあつた。何となれば、戦亂中殆んど無利潤であつた地主達は、生活に窮し、土地を擔保として大商人より金銭を借入れ、争亂期の生計費その他に費消したのであり、従つて最大の打撃をうけた者は、ラヴェンナ、

ナポリ等大都市を足場に、穀物取引に従事していた商人階級であつたと考えられるからである。新興大地主の出現も亦、この邊にその理由を求めらるべきであらう。

その第四は、皇帝の財政政策である。<sup>(三四)</sup>以上の三點はたしかに古ローマ的な經濟秩序への復歸を理想とするものである。しかし現實に於て、この政策が果してイタリア經濟を再興せしめ得るであらうか。皇帝の財政政策は、イタリア統治費の現地に於ける自給自立に置かれていた。それゆえ屢々局部的な租稅減免が行われたとしても、その眞實はせいぜい一ヶ年であり、吾々はこれを過大視してはならない。統治に必要なあらゆる支出を基準に、負擔能力及び生産高に拘わりなしに、大地主等に多額の地租が課せられたのであるから、殆んど荒蕪地同然となつた所領を安堵されても、實質上地主の苦痛は、東ゴート族支配の時代にくらべ、一層の過重となつたのは當然である。加うるにビザンツの行政は、ゴート族の如き簡素なものではなしに、屋上屋を重ねた煩瑣きわまる官僚機構であり、<sup>(三五)</sup>その費用の莫大さは、前述した穀倉の三島嶼の喪失とともにイタリア財政を致命的な危機に追いやつた。健全な中産農民の没落したイタリアが大地主と隷屬の民のみをかかえて「都市なき」暗黒の社會に轉落する必然性は、ここにも顯著にあらわれている。ユスティニアヌス帝の敍上の統治方針は、その「古ローマ的」なる意味に於て極めて立派である。しかし殘念ながら當時のイタリアは、もはや舊秩序に復歸すべき「場」と「精神」とを合せていない。事態は更に苛酷であり、都市の衰微は自治制の解體と貴族の逃散を招き、農地の荒廢は中産階級を消滅せしめていた。その意味よりすれば、皇帝の方針は最初より失政を約されていたといわなければならない。<sup>(三六)</sup>

幾たびか包圍攻略の渦中にまきこまれた多數都市生活の破綻はいまさら多言を要せずとも明らかである。殊に都府

ローマは、古代都市のもつ傳統の故に、經濟上完全にパッシヴな存在であり、經濟活動の萎縮は、それだけ一層致命的に作用せざるを得なかつた。元老院階級の多くは虐殺の悲運に遭い、一時カムパニアにのがれた極一部の者で、ローマに歸還して舊き傳統を墨守しようと企てた者も稀れにはあつたが、他の多くは南伊及びシシリアの田野に隱退し、歴史の面からその榮譽ある家名を消してしまつた。セナートの四散、それはまさしく古典的イタリアの終焉を示す象徴でなくて何であるう。都市貴族を主たる對象とする古代商業は衰微し、人口の激減と購買力の減少は、ささやかな手工業をさえその存立を脅やかすに至つた。全イタリアの經濟的關心は、その好むと好まざるとに拘わらず、こぞつてその重點を農業に切換えられざるを得ない。古典的教養の中心としての都市は、ナルセスの統治官衙をもつラヴェンナ及び殆んど唯一の港灣たるナポリを除き、全くその存在意義を喪失した。限定された小規模な農村經濟への固定化、教養の場としての新しい修道院の創設、金融機關たる機能を發揮しはじめた教會經濟力の擴充、いわゆる「沿海文化」の古典古代的様相は、もはやその片鱗をさえ窺い得ない。ペラギウスの言葉を借りれば、「イタリアの地は、そのあまりにも甚しき荒廢の故に、再びそこを占住すべき人間が足りなかつた」のである。<sup>(三八)</sup>

人口の激減はそのまま勞働力の不足を意味し、土地所有關係の變革をよびおこす。回復されたグルンドヘルの諸權利も、概ね名目上のものに過ぎず、一時自由民となつたコロヌスや奴隸が、再び舊主の下に還つたとしても、所有地の經濟力を十全に發揮する條件は充たされない。勢いそこに大土地所有者の階級的交替と並んで、中産農民の完全なる没落を伴ねばならなかつた。沒收された東ゴートの王領並びに貴族領は、アリウス派教會の所領と共に一應皇帝領となり、それらのうち、北伊の一部は國境守備の *limitanei* に分與され、一部はカトリック教會に譲渡せられ、



他の一部はいわゆる“*Emphyteusis*”なる契約によつて小作せしめられ、その収益はコンスタンチノールに流れ込んだ。<sup>(二九)</sup>一般ゴート族民の所領は、同族侵入時の基準の故に、恐らくローマ舊地主の所有にそれぞれ歸屬したものと考えられるが、綜じて荒蕪地の激増したことだけでは否定出来ない。

都市も農村も、いまや殆んどその經濟活動の原動力を失つたかにみえる。ユスティニアンの政策が尠くともイタリアに關する限り失敗に終つた原因は、たしかにこの現實と理念との矛盾に求めらるべきであるが、あたかもこうした昏迷の中から吾々は、かすかにも力強い唯一つの新しい活力を發見することが出来る。筆舌につくし難い塗炭の苦しみを紹介こそ、人は同心のよろこびを味わい、社會は再興のきつかけをつかむ。新しい活力とは何であるうか。それはいうまでもなく、基督教を媒介とする新しき人間類型の創出、新しき經濟單位の出現にほかならない。蠻族王家の高官としてその前半生を國事に奔命、戰亂のさなか、ほぼ五四〇年の頃、齡六十にして突如全財産を修道院に投じ、一介の修道院長としてヴィヴァリウムになお三十五年の靜かな餘生を送つたセナートの名門カッシオドル<sup>(三〇)</sup>、古ローマの舊家から出で、古典的教養を身につけつつも、世俗生活の無意味さを感じ、モンテ・カッシーノの僧院に嚴格な規律の生活を垂示した聖ベネディクトゥス<sup>(三一)</sup>、この二人に象徴される「時代轉換の感覺」こそ、來るべきイタリア社會の方向を示唆するものであつた。それゆえ吾々は最後に、これらの新しき動向について概説し、イタリア「中世化」の前途を見定めることとしよう。

(一三) 前掲拙稿『ゲルマン部族國家の性格』及び L. M. Hartmann: *Geschichte Italiens im Mittelalter*. Bd. I, S. 350 ff. 参照。

- (一四) ヴァンダル王國の成立と崩壊 田中ハロウハットの『ヴァンダル記』(De bello Vandalico)を最も詳しく。  
 (一五) L. M. Hartmann: a. a. O. S. 353.  
 (一六) J. Beloch: Die Bevölkerung der griechisch-römischen Welt. Leipzig 1886, S. 507; F. Lot: The End of the Ancient World and the Beginnings of the Middle Ages. New York 1931, p. 63 f. 参照。  
 (一七) Agnelli über pontificalis, c. 95; Pauli Historia Langobardorum. (SS. rer. Germ. in usum schol. ex MG.) Hannoverae 1878, II. 4.  
 (一八) 拙著『ローマン社會の誕生』(東京・昭和十三年刊)第一論文を参照。  
 (一九) Corpus Iuris Civilis. Vol III, Novellae, rec. R. Schoell, Berlin 1928, App. VII, Constitutio Pragmatica p. 799—802. 及び Ch. Diehl: Justinien et la civilisation Byzantine. p. 202 f. 参照。  
 (二〇) テオドロッス大王の権限・地位については、前掲拙著『ヴァンダル族國家の「世格」』を参照。  
 (二一) Pragmatische Sanktion, c. 1, 2. (p. 799.)  
 (二二) Pragmatische Sanktion, c. 2, 8, 15. (p. 799—801)  
 (二三) Lex quae data est pro debitoribus in Italia et Sicilia. (Novellae, App. VIII, p. 803.) (同じ世格を参照)。  
 (二四) Pragmatische Sanktion. c. 9, 10, 12. (p. 800 f.)  
 (二五) ヴァンダル族の成立については、L. M. Hartmann: a. a. O. S. 361 ff. 参照。  
 (二六) The Cambridge Medieval History. Vol. II, Cambridge 1913, p. 20—24; Ch. Diehl: Justinien, p. 415—428 参照。  
 (二七) M. Weber: Die sozialen Gründe des Untergangs der antiken Kultur. in Gesam. Aufs. z. Soz.-u. Wg. Tübingen 1924, S. 289—311. の所論を参照。

(二八) L. M. Hartmann: a. a. O. S. 353 ff.; Derselbe: Kurzgefasste Geschichte Italiens S. 56 f.

(二九) ローマ法上の“Emphyteusis”の意義について H. J. Roby: Roman Law. in The Cambridge Medieval History. Vol. II, p. 88 f. 及び『中世史』第 11 卷第 1 号 Th. Mommsen: Die Bewirtschaftung der Kirchengüter unter Papst Gregor I. in Gesam. Schr. Bd. III, Berlin 1907, S. 177—191. 参考せよ。

(三〇) A. v. Halban: Das Römische Recht in den germanischen Volksstaaten. (Gierkes Unters. Heft 56), Teil I, Breslau 1899, S. 111—115. 及び拙稿『ゲルマン部族國家の性格』参照。及び Procopius: De bello Gothico, I, 1. 参考せよ。

(三一) カルメーヌのことは、前掲拙稿及び S. Dill: Roman Society in Gaul in the Merovingian Age. London 1920, p. 95, 141, 368 f.; Fed. Schneider: Rom und Romgedanken im Mittelalter. München 1926, S. 82—96. 等を参照せよ。

(三二) 聖ベネディクトゥスの概要については、Dom E. C. Butler: Monasticism in The Cambridge Medieval History, Vol. I, Cambridge 1911, p. 535—542. を見よ。及び H. v. Schubert: Geschichte der christlichen Kirche. S. 59—65. 参照。

#### 四

暗黒と絶望の世界に一縷の光明を點する如く、基督教を媒介とした新しい精神と新しい組織が、戦禍の昏迷から萌しはじめた。うちつづく社會不安と相次ぐ數々の不幸は、時代の雰圍氣となつて世界の終末觀を抱かせ、物質的財寶の無意味さと社會的榮譽のはかなさは、心ある人々をして、靈魂の救済に深い省察をめぐらせる結果となつた。い

ゆる「賢者」(Homo sapiens)乃至は「政治的人間」(Homo politicus)を理想とした古典古代の人生觀は、「靈的になるうとする人間」、即ち“Homo spiritualis”を念ずる「中世」のそれに轉換しようとしている。<sup>(三三)</sup>都府ローマは、もはや回復さるべき異教的榮華の夢を追うことは許されない。ビザンツ軍と艱苦をともにして、漸く獲得した光輝ある「帝國の回復」、それから得たものは、一層苛酷な經濟生活と「帝國の一ブローヴィンキア」たる悲しむべき從屬の地位でしかあり得なかつたではないか。組織の力もなく、さりとてまた反抗の力もなく、教養あるイタリアの人士は、ひたすら魂の靜寂をもとめ、彼岸の世界に幸福の確證をさぐろうとする。それはもはや宗教改革のはげしさでもなければ、護教のための情熱でもない。「眞理」(Veritas)が最高窮極のものではなしに、大きな「愛」(Charitas)が求められているのである。いわばどうしようもない「惱めるあきらめ」であり、そのあきらめを「生活の安定」との調和に於て實踐し、解決しようとする恐ろしく合理的な精神のあらわれである。<sup>(三四)</sup>

ではこの精神が、具體的に如何なる形をとつて、社會組織の場裡に組み入れられてゆくのであろうか。それが單に東洋風の冥想乃至諦觀、或いは個人中心の禁欲乃至却脱に終始せず、あくまでも現實社會にはたらきかける活動的にして積極的な組織の形をとつた點に、爾後にみる西歐基督教の特異性の一端を認めなければならない。吾々はこの新しい精神の社會的表出をば、次の三點に要約出来る。

その第一は、修道院經濟の擡頭である。オリエントに發した修道士の制度(Mönchtum)は、既に早く西方世界にも傳えられ、五世紀のガリア、イタリアには、若干の修道院(Möner)が建てられていた。<sup>(三五)</sup>しかしイタリアに於て刮目すべき本格的普及をみたのは、まさしくゴート戰役の混亂期に於てであり、その發端をなしたものとこそ「教團のマ

グナ・カルタ」と稱せられる有名な Benedictinerregel 全六十六カ條の制定(五二九年以後)を通じて、全歐基督教界に永く不滅の感化を及ぼしたヌルシアの人、聖ベネディクトゥス(Ca 480—Ca 550)にほかならない。名高いモンテ・カッシーノの聖者となるベネディクトゥスの經歷は兎に角、靜かにも熱意ある彼の説教に、全國各地から集まり來つたローマ貴族の子弟達、求道者の労働によつて拓かれゆく田野と果樹園、およそ修道士たる者の終生守りぬくべき一般的規律の制定、そこから吾々は、古代人の夢想だもなし得なかつた全く新たなる生活の見取圖と價値の轉換を讀みとらなければならない。

ベネディクトゥスの説教は、抽象的な理論ではなく、飽くまでも彼自身の體驗にもとづく一般大衆への呼びかけである。即ちその主なる點は、(一)修道士たらんと志すものは、もともと世俗生活からの却脱を前提する故に、その全財産をば、貧民または修道院に寄進しなければならない。(二)修道院内に於ては、徹底的な「規律への服従」が要求されることは勿論であるが、ひとたびその中に入れば、あらゆる人間は前身の如何に拘わりなく、すべて「同胞」(fraternitas)であり、その平等觀の上に自由なる選舉制が運営せらるべきである。(三)無爲怠惰は靈魂の敵であり、信仰と労働に一貫する生活こそ、神への奉仕にほかならず、極言すれば信仰よりも寧ろ規律ある労働(labor)が重視されるべきである。修道士みずから田野を耕作し、種を蒔き、經營を監督し、常に農耕のみならず、進んで手工業的労働をさへ營まなければならない。

かつて使徒達がなした如く、みずから働くことのよるこび、この労働尊重の積極的な倫理にささえられて、やがて修道院はグルンドヘルシャフトさながらの、新しい經濟單位に發展した。生産と消費の自給自足的協同體としての修

道院、それは世俗的所領とは異り、さらに貧民救済の社會的使命を自覺し、學問教養の文化的使命を遂行する客觀的な「場」である。かくして概ねローマ貴族の轉向にもとづく修道院の創設は、いまやイタリアの各地を縫つて、いはば時代の風潮となつた。南伊ブルッティウムの大所領を投げ出して、みずから一介の修道院長となつた「最後のローマ人」カッシオドール、東ゴートの侵入に當り、その土地分割委員として偉大な業績をのこしたアマラー家の重臣たりしローマ人リベリウスの建てたカムパニアの修道院等々、著名なものの中にても十指にあまる盛況である。<sup>(三八)</sup>ベネディクト派の嚴格な規律は、やがてこれらの修道院にもとりいれられ、驚くべき速度で北方フランク王國にひろがつて行つた。<sup>(三九)</sup>政治的なものから離れて、ひたすら純粹な實踐に根ざす同胞の集團、それは或る意味で組織中心の教會に對立する運動であり、西歐教界の革新が常に修道院精神にその源を發した所以が肯かれるであらう。

第二は教會財産の優遇である。教會財産の保護は、ユスティニアン帝にはじまるものではなく、既にオドヴァカル、殊にテオデリック大王以來、歴代蠻族王の寛容政策の一貫した方針であつた。<sup>(四〇)</sup>そのためゴート戰役中と雖も、戰禍の傷手を蒙ること最も少かつたのはカトリック教會であり、都市包圍の慘禍のさなかにも市民の多くが教會に逃避したためしは、既に吾々の上述したところである。従つて極一般的打撃は兎に角、戰後の復興という點に於て、教會所領は他の世俗領に比し、優遇される有利な地位を獲得した。即ちまず舊アリウス派教會の所領が、概ねカトリック教會のそれに編入せられ、小作契約の特殊な法律關係は、農業勞働力の決定的缺如という一般趨勢の中にあつて、教會の經營をば比較的容易ならしめた。

加うるにユスティニアン帝は、帝國全土に亘る教會財産の保護法を制定したため、イタリアもまた當然これが適用

をうけ、混亂した經濟社會に處して、教會財産の四散する危險が抑制された。<sup>(四二)</sup>即ちそれによれば、教會や修道院の財産は、永久に聖界の所有物なのであるから、皇帝が何らかの公的目地的のために、その所有關係の一部に變更を加える場合を除き、如何なる場合と雖もその譲渡が禁止せられたのである。また皇帝の命ずる場合にも、一定の損害賠償は保證せられてゐるのであり、さらに譲渡の概念中には、賣却・抵當・贈與はもとより、いわゆる永代小作をさえも含まれていたのであるから、司教等の恣意的な處分や、世俗人側よりする横領の危險は、すべて皇帝の權威の下に阻止され得たわけである。土地寄進の一般的世相を背景に、ほとんど全國にまたがる所領をもち得たローマ教會が、やがて動かすべからざる經濟力となつて登場する理由の一つは、ここに存したとみななければならない。

最後に第三は、聖職者の特權と世俗的地位への進出、という現象である。西歐修道院の活動は、既にそれ自體單なる現實逃避ではなく、恐ろしく實踐的な組織化の問題を含んでゐる。神の榮光を信じて日々の勞働に奉仕のよろこびを感じ得し、きびしい規範的精神を通じて自由な法悦を味かう境地は、恐らく修道院生活の眞髓であらう。しかし現實社會へのはたらきかけは、そのみを以つてしてはより、大きな力とはなり得ない。ここに聖職者の特權が社會生活に關與する餘地をもつという現象があらわれる。聖職者が俗人裁判とは別個の裁判に服すべきであるとの原則は、ユスティニアン立法というよりも、寧ろ教皇ベラギウス一世の側より、實際問題となつてその萌芽をあらわしてゐる。<sup>(四三)</sup>即ち司教等は、皇帝の命令ある場合のほかは、世俗的裁判の判決に拘束されないということとなつた。

このことは、逆に一般社會の側よりすれば、聖職者たるものの不偏不黨性と社會的信用を裏づける結果とならざるを得ない。そこに聖職者に對する道德的規範が要請されると同時に、あらゆる世俗生活に於ける公正なる裁斷者たる

地位を與えることになる。ビザンツ宮廷はもとより、腐敗墮落の極に達した官僚行政機構の各面に、或いは裁判の立會人として、或いは官吏の監督者として、或いは捕虜取扱いの監視者として、また或いは貧民救済の指導者として、聖職者の活動部面は急速に擴大された。既にゴート戰役中にみるミラノの司教ダティウス及び後に教皇となつたベラギウス等の活躍をはじめ、ヴィティギス王の使者として遠くペルシャに使したのもリグリア地方の二人の聖職者であり、<sup>(四六)</sup>和平の交渉、一般民衆への穀物給與、捕虜及び避難民の保護等に、彼等が演じた絶大の役割は、プロコピウスの『戰史』をひもとくのみにも、枚舉に遑なき有様である。<sup>(四七)</sup>一般大衆が悪吏の誅求に脅かされ、また訴願がうけつけられぬ如き場合には、司教は民衆の聲を聽いて、これを皇帝に通告することも稀れではなかつた。この意味に於て、帝國統治の墮落が、聖職者の權威の故に喰いとめられた功績は決して看過さるべきではないが、それがまた同時に教會の世俗化という矛盾した方向に一步をすすめたことも、蔽い得ぬ事實である。

全國諸都市の貴族達、殊にクローリアーレス階級の逃亡と共に、自治制を喪失した廢墟の如き都市にあつて、戰後治安行政の中心をなしたのは、いうまでもなく聖職者達であつた。財政上の配慮はもとより、穀物の給與、道路・水道・市壁の改修に、率先その勞をおしめ彼等の活動が、キーヴィタース即ち司教座としての中世都市發生の基盤をなしたのも決して偶然ではない。<sup>(四八)</sup>

世俗的部面との交渉による活動分野の擴大は、すぐれた舊貴族や有識者をして、一層その身を聖界に投ぜしめる機運を醸成した。のみならず教會側の司祭の不足は、特にベラギウス一世以後、修道士より補充する傾きを示したが故に、教會と修道院という一應原理的に異なる二つの組織が、比較的ナチュラルに人事的に融通するように變つて行つた。



兩々相携えて聖界繁榮の素地が出来たのもこの頃からである。

以上三つの點は、ゴート戰役を通じて六世紀中葉に現出したイタリア社會變質の聖界側の動きである。古典的教養の養成機關としての都市の學校は全くすたれ、いまや閑靜な修道院の壁の中にギリシャ・ローマの古典が閉ぢこめられた。遠くアフリカからさえもその貴重な手書本をとりよせたと伝えられるヴィヴァリウムなるカッシオドールのビブリオテークは、修道院藏書の最も顯著な事例であるが、古典の正しき知識と正しきラテン語が、暗黒の亂世にも拘わらず、よく中世にうけつがれ、近世、イタリア文藝復興の母胎となり得た所以のものは、まさしく修道院の功績であつた。

教養の在り方は、わずかこの半世紀足らずの間に一變した。一言にしていえば、文化の地方分散であり、イタリアの轉落である。この分散をいまだ一度集中するためには、強力な政治體制の出現を俟たなければならず、その役割はもはやイタリアではなしに、北方の新興ゲルマン國家、フランク王國にうけつがれ、パリを中心とした神學及び中世學藝の開花となるのであるが、それは兎に角、戦後のイタリアは、さらに解決すべき重要な課題を負つていた。それはいうまでもなく「皇帝なき」西方世界の中核として、ローマ教會を中心とする教權の確立であるが、そのためには、一方ではラヴェンナ教會の特殊地位との對決を介して、全イタリアの教會統一を達成し、あわせてビザンツからの解放を成就しなければならない。ペラギウス一世（五五五—五六〇年）にはじまり、やがてグレゴール一世（五九〇—六〇四年）に至つて不動の基礎を築くあの偉大なプログラムは、こうした動向と要請のあらわれにほかならない。しかしその頃は既にランゴバルド族の侵入をみており、イタリア社會は中世的様相への仕上げのための最後の試練をうけて

いた。この最後の混亂期に如何にして教皇權の確立がなしとげられるかは、本稿の範圍を脱する問題であり、その解明は別の機會にゆずらなければならない。

いずれにもせよ、敘上の考察を以つて吾々は、ゴート戰役がもたらした社會經濟的變質のあらましをあとづけ、瀕死のイタリア社會が何を媒介とし、如何にして更生の途をきりひらいたかを指摘し得たことと思う。一般西洋史學界に行われるフランク中心・中世社會成立史觀は、佛・獨兩國が演じた重要性に照して、たしかに一面の正しさを含んでいる。しかし問題をローマ末期史側から觀る場合、吾々考察の焦點は、イタリア自體の中世化を吟味することに置かれなければならない。フランク中心の中世社會は、必ずしもそのままイタリアのそれと同様ではない。イタリアがそれみずからの道を選んで、「中世的なるもの」に合流した過程が、以上の敘述によつて幾分にも内容的に明かにされ得たならば、本稿所期の目的の大半は、一應達せられたものといふべきである。

(三三) 拙著『ヨーロッパ社會の誕生』第一論文を参照せられたい。

(三四) 私はこの問題を特に「合理的」な解決と考へ、そこに西ヨーロッパ精神の特質の一面を認めたいと考へる。なお L. M. Hartmann: *Geschichte Italiens im Mittelalter*, Bd. I, S. 367 f. 参照。

(三五) 教會のヒエラルキーと並んで、四世紀末以來西方世界に入つた Mönchtum については、H. v. Schubert: *Geschichte d. chr. Kirche im Frühmittelalter*, S. 59 ff. を見よ。

(三六) C. Mirbt: *Quellen zur Geschichte des Papsttums und des Römischen Katholizismus*, 4. Aufl. Tübingen, 1924, S. 89—93; *Die Mönchsregel des Benedikt von Nursia* (nach 529) 参照。

(三七) L. M. Hartmann: a. a. O. S. 370 f. 参照。

ゴート戰役とイタリア經濟社會の變質

## 一 橋論議 第二十卷 第五・六號

(三六) L. M. Hartmann: a. a. O. S. 374.

(三九) フランク王国の普及とその影響 S. Dill: Roman Society in Gaul in the Merovingian Age. London 1926, p. 353—394. に詳し。

(四〇) 拙稿『ゲルマン部族國家の性格』参照。

(四一) Procopius: De bello Gothico. II, 4.

(四二) Corpus Iuris Civilis. Vol. II, Codex Justinianus, rec. P. Krueger, Berlin 1884, Lib. I, 2: De sacrosanctis ecclesiis et de rebus et privilegiis earum, 14, 17. の規定を参る。亦ち Corpus Iuris Civilis. Vol. III, Novellae, Cap. VII, XLVI, CXX. の規定を参る。また Th. Mommsen: Die Bewirtschaftung der Kirchengüter unter Papst Gregor I. (Gesam. Schrift. Bd. III), S. 178 f. の解釋参照。

(四三) L. M. Hartmann: a. a. O. S. 378 ff.

(四四) Procopius: De bello Gothico, II, 7.

(四五) Procopius: III, 16. 参照。

(四六) Procopius: II, 22.

(四七) この『戦史』とはプロコピウスの三著作“De bello Persico,” “De bello Vandalico,” “De bello Gothico.”

(四八) 拙稿『獨逸中世史の研究』(東京・昭和一八年刊)第三論文『ゲルマン都市の先驅的諸形態』を参照されたい。

(四九) カッシオパウルが抱いていた文化政策の理想とそのビブリオテークについては Fed. Schneider: Rom und Romgedanke im Mittelalter. S. 90—96. の興味ある敘述をみよ。

(五〇) 前掲拙著『ヨーロッパ社會の誕生』第一論文参照。なお Fed. Schneider: a. a. O. S. 5. 参照。

(昭和三年八月二日)